

歯科診療所の開設を目的とする医療法人の設立について

(昭和 26 年 3 月 22 日)

(医収第 175 号)

(東京都知事あて厚生省医務局長回答)

照会

標記の件に関しては、医療法その他関係法令、諸通達に基づき、医療法人制定の趣旨に則り、極力本制度利用について指導に当たっておりますが、なお左記事項について疑義が生じたので、何分の御回答をお願いします。

記

- 1 歯科診療所の開設を目的とする医療法人において、当該診療所に歯科医師が常時 3 人勤務するが、そのうち 2 人が歯科診療に、他の 1 人が歯科技工に従事する場合、当該医療法人は法第 39 条第 1 項の要件を充足するものと解すべきか。
- 2 歯科診療所の開設を目的として医療法人を設立しようとする者は、当該医療法人に所属すべき財産の出資又は寄附による資産譲渡に基づく税法上の負担を軽減する目的を以って、最少限度の財産により医療法人設立認可申請をする傾向があるが、この場合その申請に対する処分の標準といたしたいので、法第 41 条に規定する「診療所に必要な施設」の最低基準を具体的に指示されたいこと。
- 3 財団たる医療法人の設立者は、設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の出損者たるべきものと解すべきか。

回答

去る 14 日衛医発第 1850 号をもって貴都衛生局長から照会のあった右のことについて左記のとおり回答する。

記

- 1 充足するものと解する。
- 2 「診療に必要な施設」の最低基準を具体的に定めることは困難であるが、土地、建物等の不動産の賃貸借契約が確実であり、且つ、当該診療科目に必要な医療器械器具等が具備されている限り、他に経営に維持するに足る 2 ヶ月程度分以上の運転資金等を有すれば足りると解すべきであろう。
- 3 設立者は財産出損者たるものと解すべきである。